

## 貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和6年10月  
物流・自動車局  
貨物流通事業課

国土交通省では、別紙のとおり「貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案」について検討しています。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

### 《意見公募要領》

#### 1. 意見募集の対象

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案

#### 2. 意見募集期間

令和6年10月28日（月） ～ 令和6年11月26日（火）まで

#### 3. 意見送付方法

次のいずれかの方法で送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見（対象部分、ご意見、理由）を記載の上）

電子メールアドレス [hqt-g\\_tpb\\_kmt3@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-g_tpb_kmt3@gxb.mlit.go.jp)

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 宛

※ 件名には「貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案」と明記して下さい。

(2) F A Xの場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 宛

F A X：03-5253-1637

(3) 郵送の場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案」と明記して下さい。

#### 4. ご意見の取扱い等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)